



子育て短期支援（ショートステイ）事業の利用案内

保護者が疾病や仕事などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等でお子さんの養育を行います。

1. 対象者 郡山市に住民登録がある18歳未満の児童

2. 利用要件 下記のとおり

- ・疾病、育児疲れ、慢性疾患児の看護疲れ、育児不安等の身体的又は精神的事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に児童又は親子に対する保護を必要とする場合
- ・レスパイト・ケア（一時的な休息をいう。）又は児童との関わり方、養育方法等に関する支援のため、親子での利用が必要であると認められる場合

※要件の確認書類を求めることがあります（就労証明書、診断書、入院証明書など）。

3. 利用期間 6泊7日以内

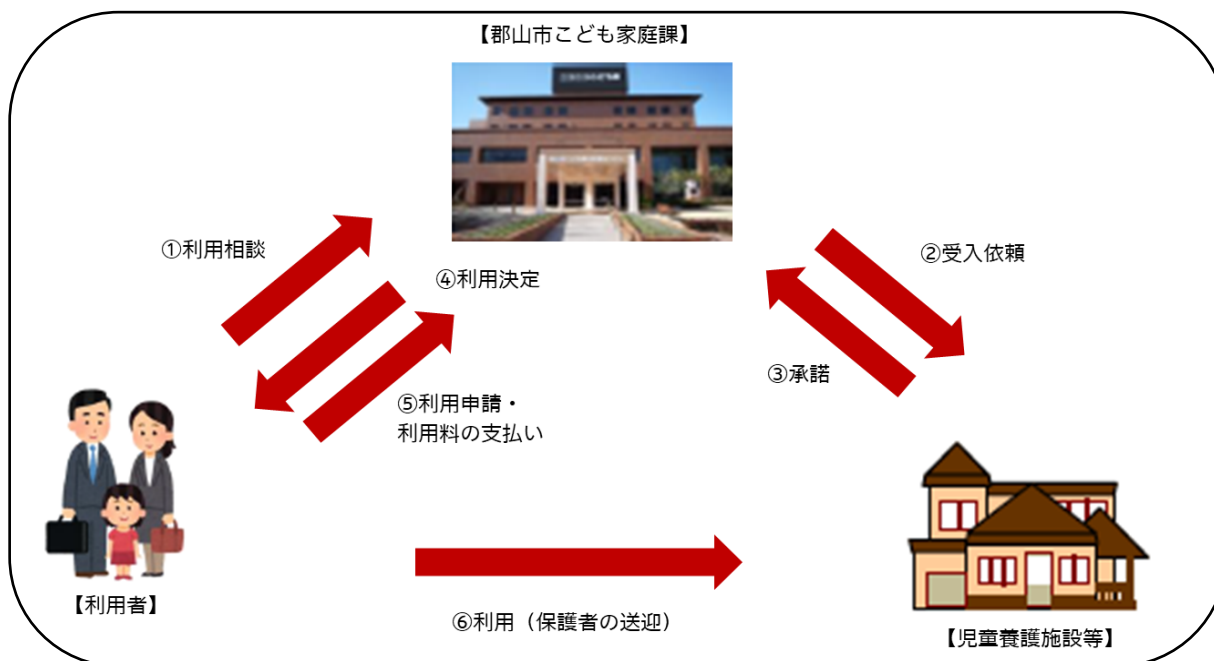
4. 利用施設 児童養護施設等

5. 1日当たりの利用料金 ※6泊7日の場合は、7日分の利用者徴収額となります。

利用世帯区分		区分		利用者徴収額
生活保護世帯	児童	2歳未満		0円
		2歳以上		0円
	保護者			0円
住民税非課税世帯	ひとり親家庭の世帯	児童	2歳未満	0円
			2歳以上	0円
		保護者		0円
	ひとり親家庭以外の世帯	児童	2歳未満	1,100円
			2歳以上	1,000円
		保護者		1,000円
その他の世帯	児童	2歳未満	5,350円	
		2歳以上	2,750円	
	保護者		2,750円	

6. 利用の流れ

次図のとおりです。まずは郡山市子ども家庭課（024-924-3341）までご相談ください。



7. 送 迎

利用施設までの送迎は原則として保護者が行います。保護者の送迎が難しい場合には、ご相談ください。

8. その他

- ・施設に空きがない場合やお子さんやご家族が感染症の疾病を有している場合、お子さんに心身の発達への不安などがあり集団生活に適応できない等の場合は、受け入れをお断りすることがあります。
- ・利用料金を決定する際、課税状況の確認を行います。転入等により本市で確認ができない場合は、課税証明書等の提出を求めることがあります。
- ・アレルギーなど、食事に制限がある場合は、事前に必ずお申し出ください。
- ・利用中、緊急時の場合に備え、必ず連絡が取れるようにしてください。お子さんの健康状態によっては、早めのお迎えをお願いする場合があります。また、施設で集団感染等があった場合にも早めのお迎えをお願いする場合があります。